

国民経済計算における2020年基準改定について

令和7年7月23日

統計委員会国民経済計算体系的整備部会

内閣府経済社会総合研究所

国民経済計算部

I . 国民経済計算の基準改定

◆国民経済計算(JSNA)の「基準改定」とは

- 約5年おきに作成される「産業連関表」、「国勢統計」といった構造統計をベンチマーク(基準)として取り込み、過去の計数を再推計する作業(約5年ごとに行う)。
- 同時に、国際基準への対応や経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善を行う。

(参考)近年の基準改定の経緯

基準	実施年度	主な内容
2000年 基準改定	2005年度	<ul style="list-style-type: none">●平成12年(2000年)産業連関表等の取込み●国際基準(1993SNA)への対応<ul style="list-style-type: none">• パッケージソフトウェアの資本としての記録
2005年 基準改定	2011年度	<ul style="list-style-type: none">●平成17年(2005年)産業連関表等の取込み●国際基準(1993SNA・一部2008SNA)への対応<ul style="list-style-type: none">• FISIMの導入• 政府関係諸機関の分類(格付け)の見直し• 自社開発ソフトウェアの資本としての記録●資本ストック推計方法の改善
2011年 基準改定	2016年度	<ul style="list-style-type: none">●平成23年(2011年)産業連関表等の取込み●国際基準(2008SNA)への対応<ul style="list-style-type: none">• 研究開発(R&D)の資本化• 防衛装備品の資本化●建設部門産出額推計方法の改善
2015年 基準改定	2020年度	<ul style="list-style-type: none">●平成27年(2015年)産業連関表等の取込み●国際基準(2008SNA)への対応<ul style="list-style-type: none">• 娯楽作品原本の資本化、著作権等サービスの記録• リース区分(フィナンシャルリース/オペレーティングリース)に応じた資産の記録●経済活動の適切な把握に向けた推計方法の改善<ul style="list-style-type: none">• 住宅宿泊事業の反映

Ⅱ. 2020年基準改定について

1. 実施時期

2025年末を目途に2020年基準改定を実施する。
(2024年度第一次年次推計公表と同時)

2. 2020年基準改定で対応予定の主な内容 (※)

①構造統計の反映によるベンチマーク(基準)の変更等

- 「令和2年(2020年)産業連関表」の反映
- 「令和5年住宅・土地統計」の反映
- 「令和2年国勢統計」の反映 等

②公的統計の整備に関する基本的な計画(第Ⅳ期)を踏まえた対応

- 年次推計における推計手法のシームレス化
- アウトプット型建設デフレーターの実装
- 制度部門別勘定の四半期勘定の公表
- QE推計の精度向上(供給側推計品目等の細分化等)

(※)2020年基準改定で対応予定の内容については、統計法第6条に基づく「作成基準」の「変更」を必要とするものはない見込み。

Ⅲ. 2020年基準改定における産業連関表の取込み(イメージ)

2015年(基準年)

2015年産業連関表取引基本表

①産業連関表をJSNA概念に組み替え、
基準年を推計

		中間消費	最終需要		
			最終消費	総固定 資本形成	輸出
生 産 物	A				
	B				
	C				

2020年(延長年)

②基準年をベンチマークとして、
各種基礎統計等の情報を用いて
2020年も含めた延長年推計を実施。
(併せて、遡及年(1994年～2014年)も推計)

		中間消費	最終需要		
			最終消費	総固定 資本形成	輸出
生 産 物	A				
	B				
	C				

2015年基準
(現行基準)

基準改定

2020年基準
(新基準)

③基準年の変更

2015年(遡及年)

2020年(新基準年)

2020年産業連関表取引基本表

④産業連関表をJSNA概念に組み替え、
基準年を推計

		中間消費	最終需要		
			最終消費	総固定 資本形成	輸出
生 産 物	A				
	B				
	C				

⑥遡及年推計

(1994～2019年)
※接続産業連関表を利用

⑤延長年
推計
(2021年～)

Ⅲ. 2020年基準改定における産業連関表の取込みの主な内容

- コモディティ・フロー法の基準年推計作業に当たっては、2020年産業連関表取引基本表（以下、X表）の取込みを実施。
- ただし、その際には、これまでの基準改定時における対応と同様に、X表をJSNA概念等に組替。（例：2020年10では、娯楽・文学・芸術作品原本の固定資本形成が新たに計上されたものの、既存分類の「公共放送」等に計上。他方、JSNAでは、「娯楽作品原本」を設けているため、当該部門の固定資本形成に計上。）
- また、一物品目（住宅賃貸料、研究開発、自社開発ソフトウェア等）については、JSNAで独自に推計した計数を使用。

（参考）JSNA（現行・2015年基準）と産業連関表の比較

（兆円、2015暦年から2020暦年への増加率）

項目	JSNA （現行・2015年基準）			産業連関表 ^{（注）}		
	2015年	2020年	増加率	2015年	2020年	増加率
国内総生産	538.0	539.6	0.3%	542.3	561.7	3.6%
民間最終消費支出	300.1	291.8	▲2.8%	305.6	293.4	▲4.0%
総固定資本形成	134.4	137.5	2.3%	136.9	156.3	14.2%
情報通信業（ソフトウェア業等）	12.2	12.0	▲1.0%	9.4	17.8	89.4%
不動産業（不動産仲介・管理業）	2.9	2.9	0.2%	2.9	5.3	86.9%
建設業	57.1	62.1	8.7%	57.1	63.6	11.3%
政府最終消費支出	105.5	113.2	7.2%	105.5	114.2	8.2%

（注）産業連関表の計数は、2015年は平成27年（2015年）表（令和元年公表）、2020年は令和2年（2020年）表（令和6年公表）を使用。

産業連関表の計数の内、国内総生産は、家計外消費支出を除き、輸入品商品税及び関税を含めたもの。

JSNA、産業連関表の計数は、ともに購入者価格表示となっている。

また、JSNAと産業連関表では、例として以下のような概念差がある。

○自社開発ソフトウェアについて、JSNAでは情報通信業に含まれるが、産業連関表では含まれない。

○娯楽作品原本について、JSNAでは2015年・2020年ともに情報通信業に全額含まれるが、産業連関表では、2015年は含まれず、2020年は情報通信業以外にも含まれている。

○上記の表において、JSNAの数値は、情報通信業、不動産業及び建設業を除き、総資本形成に係る消費税を除いた修正グロス方式による表示となっているが、産業連関表の数値は、総資本形成に係る消費税を含めたグロス表示となっている。

- コモディティ・フロー法の遡及年推計は、接続産業連関表を取り込むなどして実施。

(参考) 産業連関表の比較

(兆円)

項目	産業連関表							
	2011年		2015年		2020年	増加率		
	令和2年 接続表	平成27年 接続表	令和2年 接続表	平成27年表 (再掲)	令和2年表 (再掲)	令和2年接続表 2015/2011	平成27年表・接続表 2015/2011	令和2年表・接続表 2020/2015
国内総生産	500.8	(492.1)	557.4	(542.3)	561.7	11.3%	(10.2%)	0.8%
民間最終消費支出	281.0	(282.1)	305.6	(305.6)	293.4	8.8%	(8.3%)	▲4.0%
総固定資本形成	121.2	(114.9)	147.9	(136.9)	156.3	22.0%	(19.2%)	5.7%
情報通信業(ソフトウェア業等)	8.9	(8.2)	12.2	(9.4)	17.8	36.7%	(13.8%)	45.8%
不動産業(不動産仲介・管理業)	4.0	(2.3)	5.0	(2.9)	5.3	23.3%	(22.0%)	7.3%
建設業	53.2	(49.3)	63.1	(57.1)	63.6	18.6%	(15.8%)	0.8%
政府最終消費支出	100.8	(99.5)	106.7	(105.5)	114.2	5.9%	(6.1%)	7.0%

(注) 上記の表において、

- ・「令和2年接続表」は平成23-27-令和2年接続産業連関表(令和7年公表)の「(参考)マトリックス形式の取引基本表」、生産者価格表示
- ・「平成27年接続表」は平成17-23-27年接続産業連関表(令和2年公表)、生産者価格表示
- ・「平成27年表」は平成27年(2015年)産業連関表(令和元年公表)、購入者価格表示
- ・「令和2年表」は令和2年(2020年)産業連関表(令和6年公表)、購入者価格表示

を使用。すべて総資本形成に係る消費税を含めたグロス表示。

国内総生産は、家計外消費支出を除き、輸入品商品税及び関税を含めたもの。

情報通信業について、令和2年接続表及び令和2年表のみ娯楽作品原本が含まれる。

IV. 2020年基準改定における住宅・土地統計の取込み

- JSNAでは、住宅賃貸料及び持ち家の帰属家賃の推計に当たり、5年ごとに行われる「住宅・土地統計」(総務省)をベンチマークとしている。
- 具体的には、木造・非木造別に算出した総面積×1㎡当たり家賃＝総家賃として、住宅賃貸料と持ち家の帰属家賃をそれぞれ計算(参考1)。
- 調査年以外については、面積は「建築物着工統計」(国土交通省)と「建築物滅失統計」(国土交通省)でフローの動きを推計し、価格については「消費者物価指数」(総務省)の家賃単価等から推計(参考2)。

(参考1) 国民経済計算推計手法解説書(年次推計編)2015年(平成27年)基準版 抄

住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃を除く)は、『住宅・土地統計』(総務省)を基に、同統計の対象年次について木造・非木造の構造別に、住宅数、床面積、家賃単価等により推計し、それ以外の年次は、『建築物着工統計』(国土交通省)、『建築物滅失統計』(国土交通省)等による増減床分と『消費者物価指数』(総務省)の家賃単価から推計する。住宅賃貸料(持ち家の帰属家賃)は、都道府県、構造、建築時期といった属性を考慮した床面積、『住宅着工統計』(国土交通省)による持ち家比率及び民営借家の家賃単価から推計する。

(参考2) 現時点のQE・年次推計は、2018年の「住宅・土地統計」をベンチマークとしている。

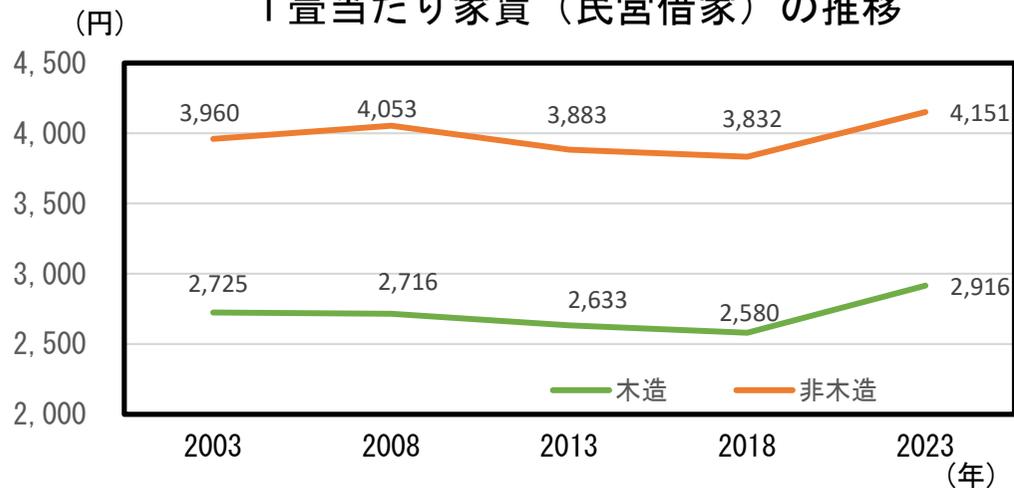
2020年基準改定における対応

- 2020年基準改定では、2024年9月25日に公表された令和5年住宅・土地統計(2023年10月1日時点、以下「R5住調」という。)の結果を反映する。

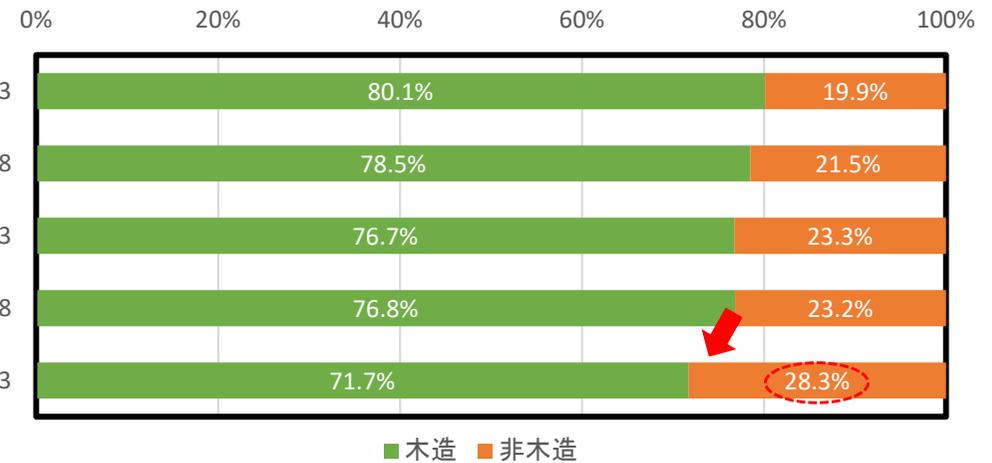
IV. 2020年基準改定における住宅・土地統計の取込み

- R5住調において、前回(2018年)調査と比較して1畳当たり家賃の上昇率(前回調査比)が民営借家(木造)で13.0%、民営借家(非木造)で8.3%(左上図、左下図)。
- 持ち家について、家賃単価の高い非木造比率が上昇(右上図、右下図)。R5住調から住宅の構造調査方法を外観調査から申告制に変更したことが影響している可能性。

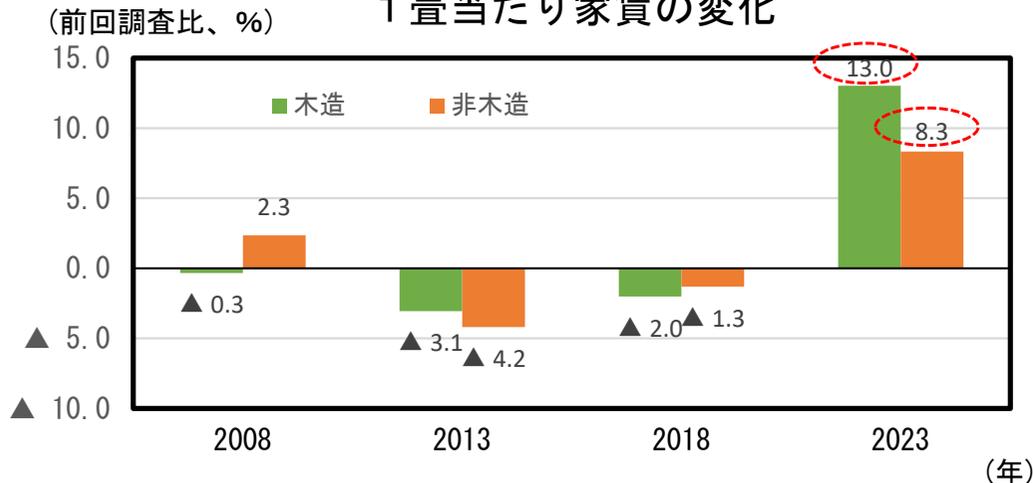
1畳当たり家賃(民営借家)の推移



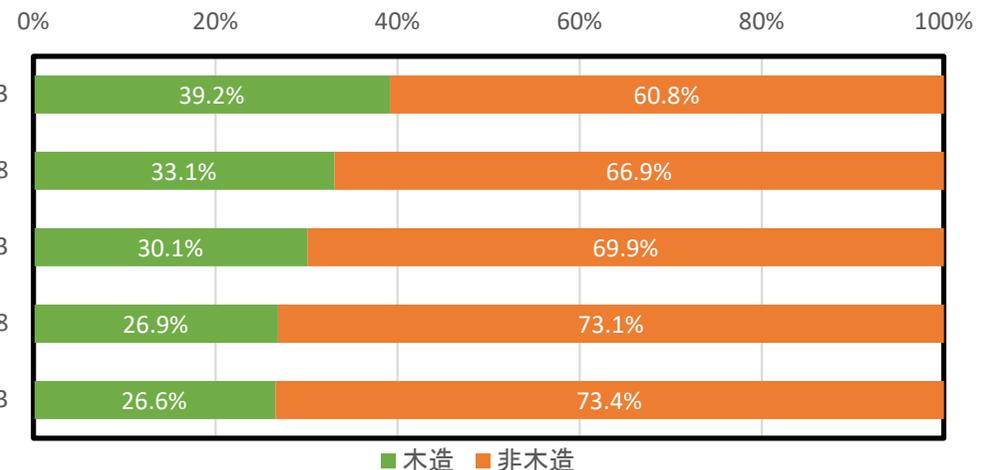
持ち家の木造・非木造比率



1畳当たり家賃の変化



民営借家の木造・非木造比率

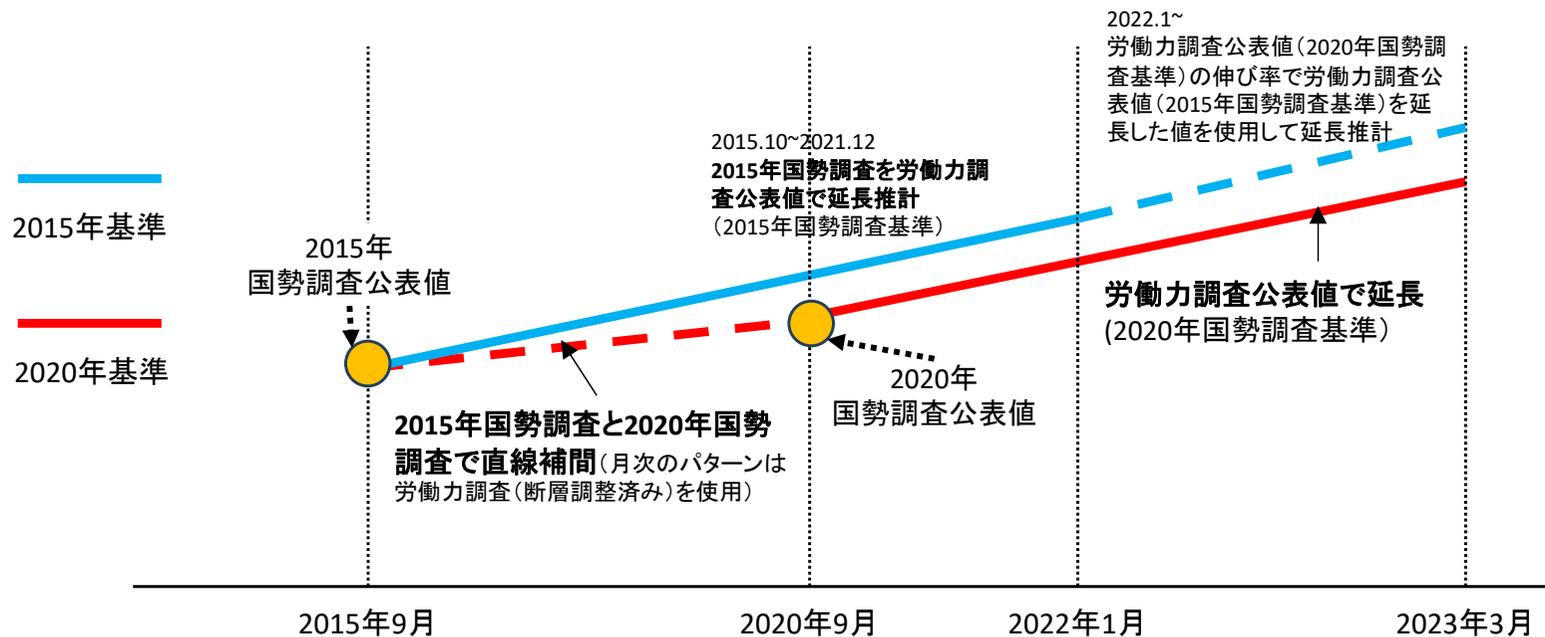


(備考) 総務省「住宅・土地統計」により作成。非木造は、鉄筋・鉄骨コンクリート造等を指す。

V. 2020年基準改定における雇用者報酬推計について

- JSNAでは、雇用者報酬の大宗を占める賃金・俸給について、「国勢統計」及び「労働力統計」の動向で求めた産業別の雇用者数に、毎月勤労統計調査から産業別の一人当たり現金給与額を乗じることにより推計を行っている。
- 2020年基準改定における雇用者報酬推計にあたって、
 - ・雇用者数については、5年ごとの「国勢統計」を基礎資料として、中間時点を「労働力統計」の動向で補間して求めており、今回は2020年国勢統計等の結果を反映。（現行基準では2015年国勢統計結果まで反映。以降は労働力調査で延長推計。）
 - ・一人当たり現金給与額については、毎月勤労統計調査のサンプル入替えやベンチマーク更新の影響による断層を取り除くため、旧サンプル・旧ベンチマークの賃金水準に合わせるよう調整を行ってきたが、最新のサンプル・ベンチマークによる賃金水準（実績）を反映。

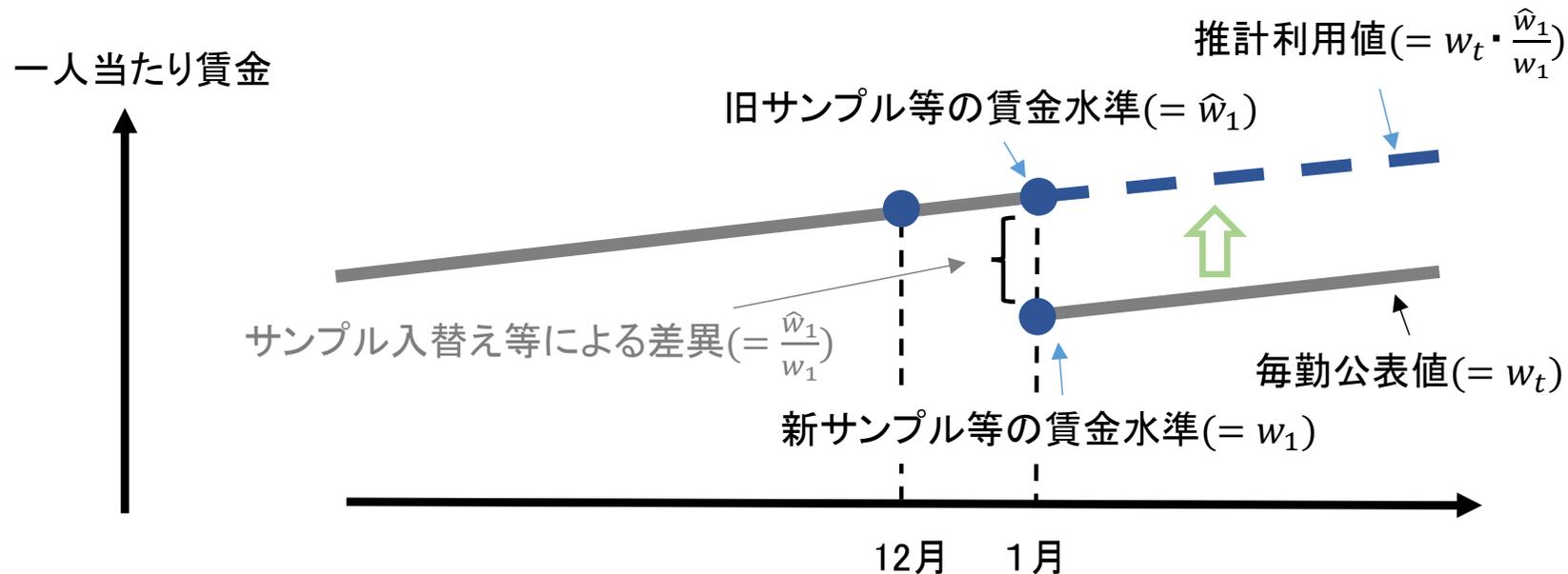
<雇用者数の調整イメージ>



V. 現行の雇用者報酬推計と毎月勤労統計調査結果について

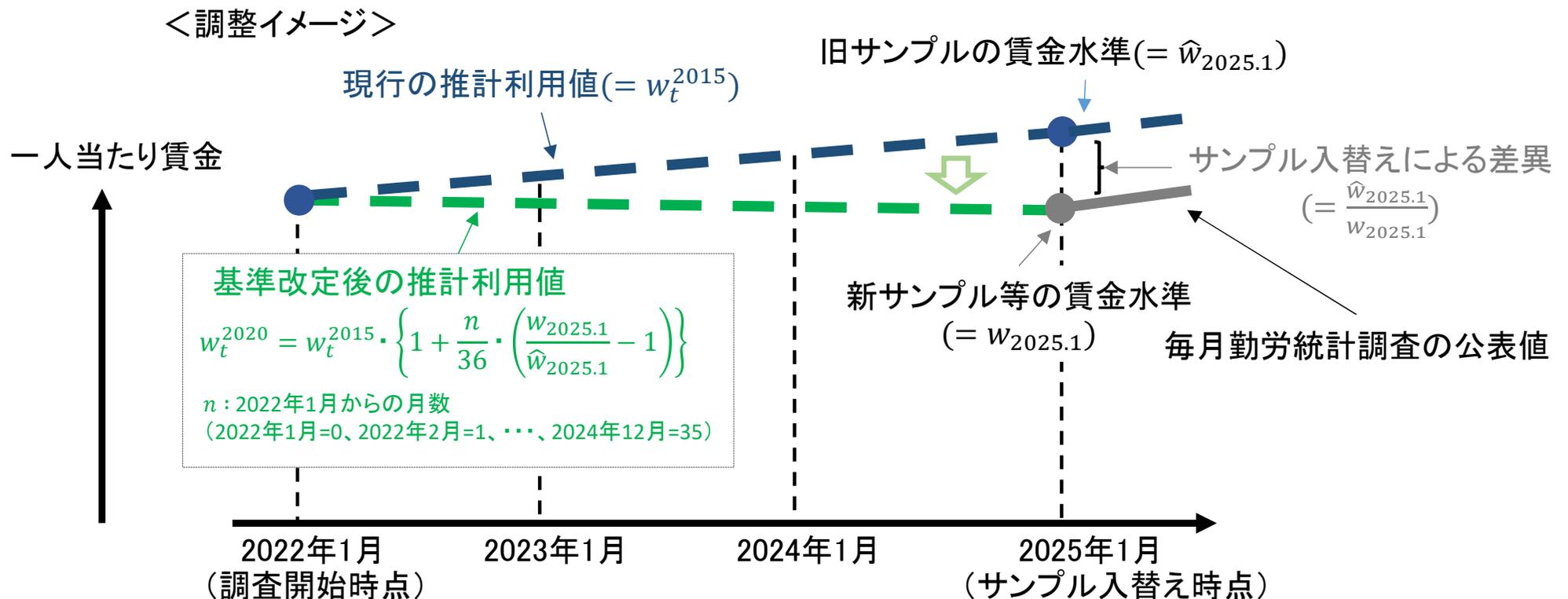
- 毎月勤労統計調査では、事業所規模30人以上の事業所のサンプルについて、毎年1月に3分の1ずつ入れ替える部分入替え方式を採用している。
- また、数年に1度、集計に用いる母集団労働者数の推計値と実績(全数調査である「経済センサスー基礎調査」等の結果)との乖離を是正するベンチマーク更新を行っている。
- これらにより調査結果に断層が生じることから、JSNAの雇用者報酬推計においてはこれらの影響を取り除いて結果が接続するよう推計を行っているところ。
- 具体的には、サンプル入替えの影響については毎年1月、ベンチマーク更新の影響についてはベンチマーク更新が行われた年の1月から、賃金水準に断層が生じることから、旧サンプル等の1月の賃金水準に合わせて、賃金水準を調整している。

<調整イメージ>



V. 2020年基準改定における毎月勤労統計調査のサンプル入替えによる影響の処理方法

- ① サンプル入替えの影響については、入れ替わるサンプルの調査開始時点から入替え時までの間に蓄積したものと考え、入れ替わるサンプルの調査開始時点に遡って調整する。
 - ② この調整を繰り返すことで、毎年のサンプル入替えの影響を調整する。
- ※ 例えば、2025年1月のサンプル入替えの影響は、入れ替わるサンプルの調査開始時点である2022年まで遡って水準を調整する。

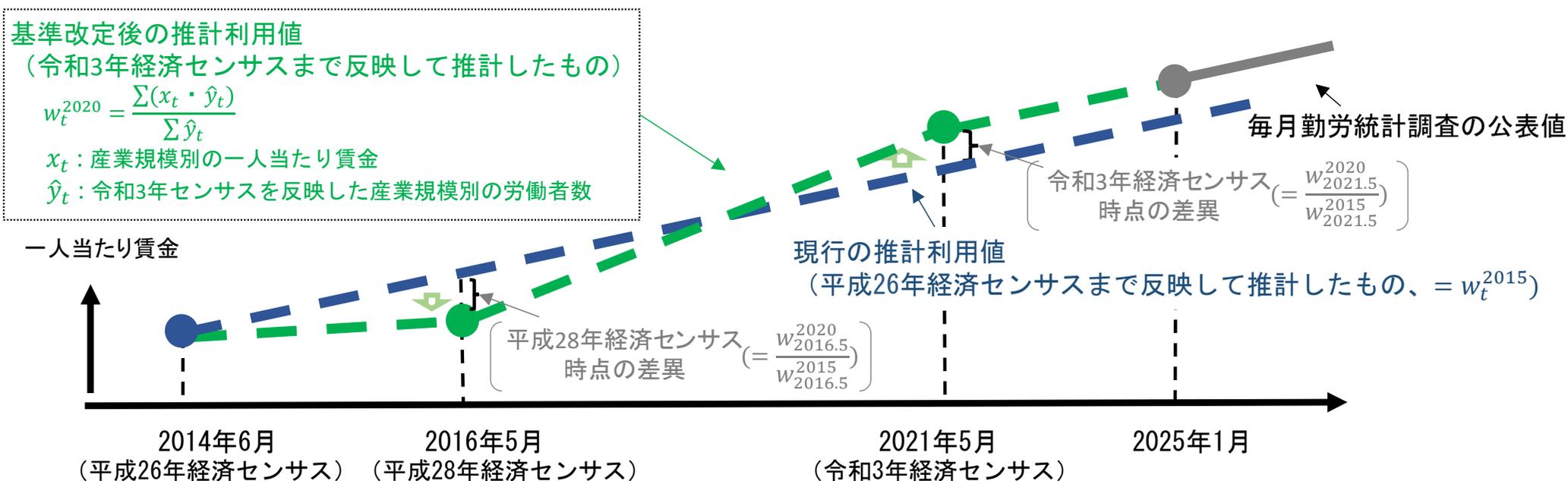


V. 2020年基準改定における毎月勤労統計調査のベンチマーク更新による影響の処理方法

- ベンチマーク更新の影響については、ベンチマークとなった経済センサスの時点まで過去に遡って水準を調整する。

※ ベンチマークは、2022年1月に平成26年経済センサスから平成28年経済センサスへ、2024年1月に平成28年経済センサスから令和3年経済センサスへ更新していることから、2014年(平成26年)まで遡って調整する。

<調整イメージ>



【参考】サンプル入替え及びベンチマーク更新による毎月勤労統計調査結果・1人あたり現金給与総額(産業計)への影響
※雇用者報酬の推計では、産業計ではなく、産業別に1人あたり現金給与総額を用いている

	2019年1月	2020年1月	2021年1月	2022年1月	2023年1月	2024年1月	2025年1月
サンプル入替え	▲0.9%	▲0.2%	▲0.8%	+0.6%	+0.2%	▲0.2%	▲0.9%
ベンチマーク更新				▲0.2%		+2.5%	

※ 部分入替え方式の導入前は、2年～3年に1度サンプルを一括で入れ替える方式としており、当該入替え時は毎月勤労統計調査でも過去から水準調整を行っていた。また、現行の雇用者報酬推計では、2018年までのサンプル入替え及びベンチマーク更新の影響が反映されている。